



発行
東京都

目次

78

公 告

○令和五年定例監査（令和四年度執行分）の結果に
関する報告の公表……………（東京都監査委員）…一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年定例監査（令和4年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

なお、監査報告の決定に当たっては、伊藤ゆう前監査委員、伊藤こういち前監査委員及び岩田喜美枝前監査委員が関与し、鈴木章浩監査委員、小山くにひこ監査委員及び後藤靖子監査委員は関与していない。

令和5年11月28日

東京都監査委員 鈴木章浩
東京都監査委員 小山くにひこ
東京都監査委員 茂垣之雄
東京都監査委員 松本正一郎
東京都監査委員 後藤靖子

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

令和4年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。
あわせて、令和4年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

令和5年1月6日から令和5年9月7日まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況

今回の定例監査は、全30局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	143	143	100.0 %
事業所	728	293	40.2 %
計	871	436	50.0 %

（注）このほか、財政援助団体4団体への実地監査を行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合規性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行った。

6 重点監査事項

都民生活の豊かさや東京の持続的成長を目指し、次なるステージに向けて展開している都の様々な施策を含め、監査対象局の事業の特性、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、局ごとにテーマを設定し、監査を実施した。
重点監査事項は、表2のとおりである。

(表2) 重点監査事項一覧

局名	重点監査事項(テーマ)
政策企画局	海外広報の推進について
子供政策連携室	子供に対する情報発信等の取組について
総務局	都庁舎警備のデジタル化について
財務局	都庁本庁舎における省エネルギー・再生可能エネルギー拡大への取組について
デジタルサービス局	スマート東京の先行実施エリア(西新宿)の取組について
主税局	子育て支援に向けた税制支援について
生活文化スポーツ局	東京文化戦略2030について
都市整備局	運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について
住宅政策本部	空き家施策推進事業について
環境局	プラスチックに関する資源循環の推進について
福祉局	世界に誇る長寿社会の実現について
産業労働局	デジタル人材プロジェクトについて
中央卸売市場	経営計画を踏まえた市場施設の管理について
建設局	ナラ枯れ対策について
港湾局	国際観光港湾に向けた活動状況について
東京消防庁	安全・安心な都市の実現に向けた取組について
交通局	バス車両の点検整備について
水道局	スマートメータの導入について
下水道局	浸水対策について
教育庁	都立学校におけるTOKYOスマート・スクール・プロジェクトについて
警視庁	デジタル化の推進に向けた取組について

(注) スタートアップ・国際金融都市戦略室、保健医療局、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局については、重点監査事項を設定していない。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表3及び表4のとおり、16局に対し、116件の指摘、2件の意見・要望を行った。
指摘事項等の一覧は別表3及び別表4のとおりである。
指摘金額^(注)は16億9,561万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが6,188万余円である。

(注) 指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含まれていない。

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘					意見・ 要望	合計	うち重点 監査事項	
		歳入	歳出	財産	その他	計				
1	主税局	1				1		1		
2	生活文化スポーツ局				1	1	1	2	2	
3	都市整備局		10		1	11		11	2	
4	住宅政策本部		1			1		1		
5	環境局		1			1		1		
6	福祉局	5	4		1	10	1	11	2	
7	保健医療局	1	2			3		3		
8	産業労働局		8	1	1	10		10		
9	中央卸売市場		2	3		5		5	3	
10	建設局		28			28		28	7	
11	港湾局		9			9		9		
12	東京消防庁		1			1		1		
13	交通局	1	5		1	7		7		
14	水道局	1	3			4		4	2	
15	下水道局		8			8		8	5	
16	教育庁		9	3	4	16		16		3
	合計	9	91	7	9	116	2	118		26

(表4) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和4年 合計件数
					うち重点 監査事項	
歳入 (収入)	会計処理 (歳入)	1		1		2
	債権管理	6		6		6
	都税	1		1		1
	歳入 (その他)	1		1		1
歳出 (支出)	契約 (仕様・積算)	18		18	1	18
	契約 (履行確認)	10		10	1	8
	契約 (その他)	60	1	61	17	42
	会計処理 (歳出)	3		3		3
	補助金等					3
財産	財産管理	7		7	3	5
	物品管理					
	情報管理					
その他	システム	3		3	2	
	その他	6	1	7	2	6
	合計	116	2	118	26	95

2 主な指摘事項等

市場の活用可能な遊休施設について、使用者の募集に当たったでの情報提供を有効に行っていないなど、遊休施設の活用をより実効性のあるものとする必要があった。

※重点監査事項

中央卸売市場

中央卸売市場は、遊休施設の利活用を積極的に推進することとしており、利活用通知等に基づいた管理を行っているが、各場の遊休施設の調査結果について見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

① 施設の使用者の募集方法について確認したところ、機会をとらえて場内の事業者に声掛けをしているものの、空き室状況について、掲示、通知等による継続的な情報提供を行っていない事例や、他市場の業者に対する募集などについて積極的に検討していない事例がある。

② 活用されていない施設について確認したところ、事業者破産による施設返還後、什器撤去までに約14年を要し、その間の調整の経緯の記録も十分に残されていない事例があった。

そこで、各市場における遊休施設の使用者募集を有効に行うことや、市場施設の適切な管理を求めるとともに、経営計画等に則った有効活用をより実効性のあるものとするよう取組の一層の強化を求めた。

介護人材の確保を着実に進めるために、目標達成に向けて効果的・効率的な事業設計を行うことを求めた。（意見・要望事項）

※重点監査事項

福祉局

福祉局は、介護業界未経験者に対して、介護事業所へのインターンシップから、就業、定着までを一貫して支援する事業の企画運営業務を総合評価方式により委託している。本契約の報告書類等について見たところ、インターンシップ参加者数及び就業者数の実績値が目標値を大きく下回っていた（注）。

局は、事業開始初年度であることや新型コロナウイルスの感染拡大という外的要因により目標値に届かなかつたとしているが、本契約は、目標値の多寡により業務の規模も変わることから目標値は重要な指標であり、目標を大きく下回ったことは契約金額に見合った効果を挙げているとはいえない。

介護分野の未経験者と就業先とのマッチングを主な目的とする本事業の意義は極めて大きいことから、実績等に基づき課題を分析、検証した上で目標達成に向けて、効果的・効率的な事業設計を行う必要がある。

そこで、経済性を踏まえた、より効果を高める事業の在り方を検討し、委託業務内容を見直すことを要望した。

（注）介護の仕事就業促進事業の目標値及び実績値

インターンシップ参加者数		事業所への就業者数	
目標値	実績値	目標値	実績値
1,000人	159人	100人	24人

（このほか、本事業によるインターンシップに参加したのうち、本事業に参加していない事業所に就業した人が11人報告されている。）

都立公園等の利用者の安全確保のため、樹木のナラ枯れによる被害の対処内容を定めることやナラ枯れの被害予測を行う等の経済的な対策が行われていなかった。

※重点監査事項

建設局

建設局は、都立公園等や街路樹の安全を確保するため、樹木のナラ枯れ対策（注）を行っている。この対策について見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① ナラ枯れの被害状況を把握し、対処内容を定めた上で、都立公園等の管理を行う指定管理者や街路樹を管理する建設事務所へ指示するなどの対応を行っていない。
- ② 各公園等において漏れなく被害木の対処を行っているか確認できない。
- ③ ナラ枯れの被害予測を行った上で計画伐採本数を定める等、経済的な対処を行っていない。

そこで、安全確保のため、具体的な方針を決定し、経済的に対処するよう求めた。

（注）カンナザキクイムシが媒介する菌に感染したミズナラ、コナラ等の樹木が枯死することによる都立公園等の樹木や街路樹の倒木等被害を防止するための対策

下水道管の整備工事を行うための実施設計において、下水道管の通過ルート^①の確定や支障物調査を行っていないかった。

※重点監査事項

下水道局

下水道局は、雨水排除能力の増強を図ることを目的として、下水道管の整備工事のための実施設計を行っている。実施設計では、布設路線、工法、立坑の位置・形状等の検討・決定を行い、設計図、数量計算書等を作成しているが、その実施設計を見たところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① 用地の所管局等と協議した上で下水道管の通過ルート^①を確定する必要があったにもかかわらず、確定しないまま仮定に基づき設計図、数量計算書等を作成させ、実施設計委託を完了としていた。
 - ② 立坑の築造を予定している場所について、地下埋設物（支障物）を調査しなければ立坑位置を確定できないにもかかわらず、必要な支障物調査を行っていないかったため、不経済支出が生じた。
- そこで、実施設計を行う場合には、通過ルート^①の確定や必要な支障物調査を行うよう求めた。

庁舎の警備保安管理業務委託において点検記録の報告が適切に行われておらず、履行確認も適正に行われていなかった。

産業労働局

産業労働局が管理を委任されている庁舎における警備保安管理業務委託について、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① 仕様書に庁舎内の巡回回数が定められておらず、業務日誌の記録からは一部の履行場所の実施状況が確認できない。
- ② 設備の運転監視や日常点検の一部について、業務日誌等の記録がなく、履行を確認できない。
- ③ 仕様書上、対象としていない設備機器の運転管理を行わせている。
このような状況は、仕様書上、点検記録等の報告を定めていないなど、仕様の内容に不十分・不正確な点があることに起因している。
また、履行が確認できない状況であるにもかかわらず、検査を合格として委託料を支払っていたことは適正でない。
そこで、警備保安管理業務委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うよう求めた。

職員に業務用スマートフォンを利用させる際に、遠隔消去機能等のデータの盗難防止措置を設定させていなかった。

都市整備局

都市整備局では、業務用スマートフォンの運用に当たり、「サイバーセキュリティ安全管理措置・実施手順策定ガイドライン」において定める遠隔消去機能（注）等によりデータの盗難防止措置を設定しないまま、職員にスマートフォンを利用させていた。

職員が庁舎外で利用するスマートフォンを紛失した場合、外部の連絡先情報や発着信履歴が漏えいするリスクがあり、また、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う事務が拡大していくことも考えられるため、あらかじめデータの盗難防止措置を設定していないことは適正でない。

そこで、業務用スマートフォンについて、早急にデータの盗難防止措置を設定し、適正に管理するよう求めた。

（注）使用者が端末を紛失した際、ネットワークを経由して遠隔からデータを消去できる機能

各学校のCALL教室で使用する授業用ソフトの調達において、調達方法により経済的な差異が生じていた。

教育庁

都立高校では、主に外国語や情報の授業を行うためCALL教室を設置しており、専用サーバ、教員用端末、生徒用端末、ソフトウェア、プリンターなどの周辺機器などが整備されている。

教育庁は、CALL教室用の授業用ソフトについて、各学校で調達する場合と、各学校経営支援センター（以下「センター」という。）で調達する場合（CALL教室がある都立高校等196校中54校）を認めている。

授業用ソフトについて、各学校は購入契約により、センターはリース契約により、それぞれ調達していたが、両者の調達を抽出して比較したところ、各学校での調達よりもセンターでの調達の方が経済的であることが認められた。

同様の授業用ソフトを導入しているにもかかわらず、調達方法により経済的な差異が出ていることは適切でない。

そこで、授業用ソフトを経済的に導入するよう求めた。

3 総括

都政を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、各局は次なるステージに向けて様々な施策を展開している。各局の多岐にわたる取組を監査するに当たっては、それぞれ事業の特性や事業執行上のリスクを考慮することが重要である。

令和5年定例監査では、局ごとに重点監査事項を設定することとし、リスクや社会経済状況等を総合的に考慮して事業を選定し、テーマに沿って重点的に監査を行った。重点監査事項をはじめ各事業の監査においては、合規性はもとより、今後の事業実施の改善に資するよう、経済性や効率性、有効性の観点から検証・評価を行った。

監査の結果、各局別の指摘事項等は後述のとおりであるが、重点監査事項における指摘・意見要望では、主に次のような事例があった。

- ・ 事業の所期の目標を下回り、経費に見合った効果を挙げているとはいえないため、経済性を踏まえ、より効果的・効率的な事業設計を行うことが望まれる事例
 - ・ 現状把握や将来予測に基づいた対応内容を定めておらず、効果的・経済的な対策を行っていないため、その改善を求めた事例
 - ・ 事前の検討や調査等が十分でなかったため、不経費支出が生じた事例
- 各局においては、事業の目的を踏まえ、適切な現状分析や将来予測等に基づき、有効性、経済性等を十分に考慮した事業の設計・執行に努める必要がある。

また、その他の指摘事項の中には、契約制度や会計制度の基本的なルールを遵守していない誤りも見受けられた。

- ・ 仕様の内容が曖昧であること、事業者からの実績報告が不十分であること、履行確認が十分でなかったこと等により、契約内容に適合していない、または履行が確認できないにもかかわらず、支払を行っていた事例
 - ・ 契約締結後の状況等により、仕様で求めた業務内容や業務数量を大きく変更する必要が生じたにもかかわらず、契約変更手続を行っていない事例
 - ・ 契約手続をせずに業務を履行させ、事後に契約手続を行っていた事例
- これらと同様の事例は、過去の監査でも指摘されており、今後、どの局でも起こり得る誤りである。

契約制度等の制度所管部署においては、全庁に共通する事務手続について、改めて基本に則った執行の徹底が図られるよう、各局に対する注意喚起をはじめ、包括的かつ実効性ある対応に努めることが望まれる。

また、制度の運用は各局の責任で行われるものであることから、各局は、監査の指摘を真摯に受け止め、誤りが生じるに至った原因や経緯を分析し、今後に活かしていくこ

とが重要である。自局以外の指摘事例についても参考にしながら、実務に即した研修の実施、規定等の確実な周知を行うとともに、相互牽制やチェックの体制・運用状況について再点検し、必要に応じて改善するなど、再発防止の徹底を図る必要がある。

適正・適切な事務事業の執行を確保する上で、内部統制の構築と運用は大変重要であることから、それぞれの事務事業の特性やリスクを改めて評価・分析し、日常におけるモニタリングを適切に行うなど、実効性ある取組に一層努められたい。

本監査の結果を参考として、改めて、適正・適切な事務事業の執行に努め、都民の期待・信頼に応える都政の実現に向けて取り組まれることを期待する。

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	令和5年5月18日、23日及び26日	
2	子供政策連携室	令和5年5月18日、23日及び25日	
3	スタートアップ・国際金融都市戦略室 (注1)	令和5年5月18日及び25日	
4	総務局 (注2)	令和5年5月8日から17日まで	
5	投資局	令和5年4月12日から19日まで	令和5年6月13日及び21日
6	デジタルカービズ局	令和5年5月9日から17日まで	
7	主税局	令和5年2月3日から3月7日まで	令和5年6月14日及び21日
8	生活文化スポーツ局	令和5年1月6日から1月30日まで	令和5年6月14日及び21日
9	都市整備局	令和5年4月7日から28日まで	令和5年6月12日及び21日
10	住宅政策本部	令和5年4月7日から28日まで	令和5年6月12日及び21日
11	環境局	令和5年2月1日から10日まで	令和5年6月13日及び21日
12	福祉局 (注3)	令和5年5月15日から6月8日まで	
13	保健医療局 (注2、3)	令和5年5月15日から6月8日まで	
14	産業労働局	令和5年5月8日から29日まで	
15	中央卸売市場	令和5年1月10日から27日まで	令和5年6月14日及び21日
16	建設局	令和5年2月8日から3月7日まで	令和5年6月12日及び21日
17	港湾局	令和5年4月7日から28日まで	令和5年6月12日及び21日
18	会計管理局	令和5年5月9日から12日まで	
19	東京消防庁	令和5年1月11日から30日まで	令和5年6月12日及び21日
20	交通局	令和5年4月7日から25日まで	
21	水道局	令和5年1月6日から2月9日まで	令和5年6月13日及び21日
22	下水道局	令和5年1月6日から2月7日まで	令和5年6月12日及び21日
23	教育庁 (注2)	令和5年4月13日から6月7日まで	
24	警視庁 (注2)	令和5年4月10日から19日まで	令和5年6月13日及び21日
25	選挙管理委員会事務局	令和5年6月5日及び6日	
26	人事委員会事務局	令和5年6月13日	
27	監査事務局	令和5年6月14日	
28	労働委員会事務局	令和5年5月19日	令和5年6月12日
29	収用委員会事務局	令和5年5月9日	令和5年6月13日
30	議会局	令和5年5月11日及び21日	

(注1) 令和5年4月1日付け組織改正により政策企画局及びデジタルカービズ局の事業の一部を移管し設置された。
(注2) 三宅支庁管内の事業所は、令和5年4月18日から21日まで、小笠原支庁管内の事業所は、令和5年6月5日から8日まで実査を行った。
(注3) 令和5年7月1日付け組織改正により福祉保健局が廃止され福祉局と保健医療局が設置された。

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、政策部、戦略広報部、計画調整部、外務部	5
2	子供政策連携室	総合推進部、企画調整部	2
3	スタートアップ・国際金融都市戦略室	戦略推進部	1
4	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	8 三宅支庁、小笠原支庁
5	財務局	総務部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
6	デジタルカービズ局	総務部、戦略部、デジタルカービズ推進部、デジタル基盤整備部	4
7	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務センター
8	生活文化スポーツ局	総務部、都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ総合推進部、スポーツ施設部	8 消費生活総合センター、計量検定所
9	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、基地対策部	6 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所
10	住宅政策本部	住宅企画部、民間住宅部、都営住宅経営部	3 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所
11	環境局	総務部、気候変動対策部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5 多摩環境事務所
福祉局			
福祉局			
12	(旧福祉保健局)	総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、高齢社会対策部、少年社会対策部、障害者施策推進部	7 西多摩福祉事務所、萩山実務学校、誠明学園、女性相談センター、児童相談センター、北・立川・江東・八王子・多摩各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター、城北分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター
保健医療局			
保健医療局		(総務部、企画部、指導監査部)、医療政策部、保健政策部、健康安全部、感染症対策部、都立病院支援部	5 広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・多摩府中・島上各保健所、島上保健所三宅・小笠原各出張所、健康安全研究所
13	(旧福祉保健局)		10

No.	局	本庁の部	事業所
14	産業労働局	総務部、商工部、金融部、産業・エネルギー政策部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7 皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業総務事務所（中央・西多摩・南多摩各農業改良普及センターを含む。）、森林事務所、島上農林水産総合センター、労働相談情報センター、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、城南職業能力開発センター江戸川校、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター府中校、東京障害者職業能力開発校
15	中央卸売市場	管理部、事業部	2 豊洲・大田・食肉・豊島・淀橋・板橋・葛西各市場
16	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）、南多摩東部、南多摩西部、北多摩南部、北多摩北部各建設事務所、土木技術支援、人材育成センター、東部、西部各公園緑地事務所、江東治水事務所
17	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港湾管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所
18	会計管理局	管理部	1 京橋・高輪・品川・成城・四谷・新宿・小石川・本郷・日本堤・荒川・金町・葛西・立川・昭島・国分寺・西東京・青梅・奥多摩・石神井各消防署、消防学校、整備工場、航空隊
19	東京消防庁 (注1)	企画調整部、安全推進部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	9 都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清瀬各乗務管理所、荒川電車営業所、総合指令所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込・木場各保線管理所
20	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電氣部、建設工務部	7 都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清瀬各乗務管理所、荒川電車営業所、総合指令所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込・木場各保線管理所
21	水道局	総務部、職員部、総務部、水一サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改善推進本部調整部、多摩水道改善推進本部施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、港・墨田・荒川・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、八王子・あきる野各給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、羽村取水管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・祐・長沢・三園各浄水場、東部・西部各建設事務所

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所
22	下水道局	総務部、職員部、総務部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部長官部、流域下水道本部長官部	8 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川・小菅・葛西各水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所、北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター
23	教育庁(注2)	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	7 多摩教育事務所、三宅出張所、東部・中部・西部各学校教育支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、町田・小川・豊産・青井・荏葉総合・富士寮・白鷺・国立・南平・新宿山吹・松原・昭和・日野・忍野・蒲田・西・杉並総合・多摩科学技術・小倉井工科大学、大田桜台・八潮・大瀬・駒場・沼津・田無工科、墨田山・深川・田園調布、世田谷総合・畑生・秋留台・墨田工科、日本橋、飛鳥、北豊島工科、重大和道、武蔵村山、葛西工科、荒川工科、桐ヶ丘、板橋、大泉、大泉校、三宅小笠原各高等学校、白鷺、大泉各高等学校附属中学校、葛飾ろう、中央ろう、八王子、文京各中学校、八王子西、葛西、墨田、青島、しいの木、中野・高島各特別支援学校、光明・永福・南大沢各学園
24	警視庁(注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 麹町・押田・月島・大井・蒲田・東空澄・北沢・牛込・中野・杉並・富貴・巣鴨・浅草・尾久・向島・葛西・東大和・墨田・豊島・福生・滝野川・王子・板橋・光が丘・三宅島・小笠原各警察署
25	選挙管理委員会事務局		1
26	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
27	監査事務局		1
28	労働委員会事務局		1
29	収用委員会事務局		1
30	議会局	管理部、議事部、調査部	3

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。
(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
生活文化スポーツ局	公益財団法人東京都歴史文化財団
交通局	株式会社はとバス
水道局	東京水道株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別表3) 局別指橋事項等一覧

局	No.	重点	区分	指橋事項件名(※は意見・要望事項)
主税局	1		都税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	2	○	その他	Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの
	3	○	その他	※6つの都立ミュージアムのホームページにおけるTollMusicに関する情報提供について
生活文化スポーツ局	4	○	契約(仕様・積算)	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)業務委託契約積算の積算を適正に行うべきもの
	5	○	契約(その他)	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について)契約変更手続を適切に行うべきもの
	6		契約(その他)	(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について)特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの
	7		契約(その他)	(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について)特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるように改善すべきもの
	8		契約(その他)	(単価契約工事について)(測量委託について)適正な工種により実施すべきもの
	9		契約(その他)	(単価契約工事について)(測量委託について)工種「打合も協議」の設定及び運用を適正にすべきもの
	10		契約(仕様・積算)	(フレイナナンス・リース契約について)フレイナナンス・リース契約に当たり契約目的額の積算を適切に行うべきもの
	11		契約(仕様・積算)	(フレイナナンス・リース契約について)フレイナナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの
	12		契約(仕様・積算)	(フレイナナンス・リース契約について)フレイナンス契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの
	13		契約(仕様・積算)	(フレイナナンス・リース契約について)保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの
14		システム	業務用端末にデータの盗難防止措置を規定し適正に管理すべきもの	
住宅政策本部	15		契約(その他)	都営住宅の建設においてバリアフリー上必要な施設を当初から確保すべきもの
	16		契約(仕様・積算)	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの
	17	○	契約(その他)	(介護の仕事を未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について)※事業目録の達成に向けた委託業務内容の見直しについて(介護の仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの)
福祉局	18	○	契約(その他)	(滞納整理について)取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべきもの
	19		債権管理	(滞納整理について)
	20		債権管理	(滞納整理について)滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの
	21		債権管理	(滞納整理について)督促状の発行を適正に行うべきもの

局	No.	重点	区分	指橋事項件名(※は意見・要望事項)
福祉局	22		債権管理	(滞納整理について)納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの
	23		債権管理	(滞納整理について)滞納金の解消に向けた対応を適切に行うべきもの
	24		契約(その他)	医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきもの
	25		契約(仕様・積算)	委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの
	26		会計処理(歳入)	業務委託契約における概算私の積算を適正に行うべきもの
	27		その他	ABDの管理を適切に行うべきもの
	28		会計処理(歳入)	徴収事務委託に係る調定額等の登録を適正に行うよう見直すべきもの
	29		契約(その他)	電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの
	30		契約(その他)	機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの
	31		契約(その他)	Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの
保健医療局	32		契約(仕様・積算)	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの
	33		契約(その他)	建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの
	34		契約(その他)	LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの
	35		契約(その他)	(樹木等の管理について)樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの
	36		財産管理	(樹木等の管理について)都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの
	37		契約(履行確認)	農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの
	38		契約(その他)	分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの
	39		契約(仕様・積算)	フレイナナンス・リース契約における契約目的額の積算を適正に行うべきもの
	40		その他	製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべきもの
	41	○	財産管理	(募体施設の管理について)募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど巡回施設の使用者の募集を有効に行うべきもの
中央卸売市場	42	○	財産管理	(遊休施設の管理について)遊やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの

局	No.	重点	区分	指図書事項名（※は意見・要望事項）
建設局	43	○	財産管理	(遊休施設等の管理について) 経営計画等に則つた有効活用を一層強化すべきもの
	44		契約（履行確認）	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの
	45		契約（履行確認）	フロアガラス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの
	46	○	契約（その他）	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 利用者の安全を確保するため行うべき対応内容を指定管理者等に指示すべきもの
	47	○	契約（その他）	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の対応を行っていることを確認すべきもの
	48	○	契約（その他）	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの
	49	○	契約（その他）	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの
	50	○	契約（その他）	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの
	51	○	契約（その他）	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの
	52	○	契約（その他）	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) 街路樹におけるナラ枯れ被害について被害状況の把握と対処方針の決定や情報提供を行うべきもの
	53		契約（その他）	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 工種として単価を定めていない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの
	54		契約（その他）	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 機械燃料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの
	55		契約（その他）	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの
56		契約（その他）	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの	
57		契約（その他）	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴収すべきもの	
58		契約（その他）	(単価契約工事について) (特殊製品組合せ費について) 正しい工種により工事を行うべきもの	
59		契約（その他）	(単価契約工事について) 即時性の認められない工事等について総価契約により施工すべきもの	
60		契約（その他）	(単価契約工事について) 実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの	
61		契約（その他）	工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの	
62		契約（その他）	ろ材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの	
63		契約（その他）	葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	

局	No.	重点	区分	指図書事項名（※は意見・要望事項）
建設局	64		契約（その他）	街路樹剪定委託に係る施工数量の変更により契約変更手続を行うべきもの
	65		契約（その他）	陸揚物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの
	66		契約（その他）	(清掃業務委託について) 委託内容の変更により契約変更手続を行うべきもの
	67		契約（その他）	(清掃業務委託について) 合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの
	68		契約（仕様・積算）	(アライオンズ・リース契約について) 契約目録額の積算に当たりリース料と保守料等とに区分して算定すべきもの
	69		契約（仕様・積算）	(アライオンズ・リース契約について) アライオンズ・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの
	70		契約（仕様・積算）	(アライオンズ・リース契約について) アライオンズ契約を請書により締結する場合に代用品の提供について仕様書に定めるべきもの
	71		契約（仕様・積算）	公園の改修における設計委託について仕様を明確にするべきもの
	72		契約（履行確認）	(野球場管理委託について) 側溝及び側溝蓋の清掃についての履行確認及び立会検査を行うべきもの
	73		契約（仕様・積算）	(野球場管理委託について) 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断を行うことについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの
	74		契約（その他）	競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの
	75		契約（その他）	船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの
	76		契約（その他）	視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの
77		契約（履行確認）	草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	
78		契約（履行確認）	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	
79		契約（履行確認）	清掃船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの	
80		契約（その他）	安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの	
81		会計処理（歳出）	(港灣事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について) 規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの	
82		会計処理（歳出）	(港灣事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について) 規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行うべきもの	
83		契約（履行確認）	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	
84		歳入（その他）	ホームドア更新契約に係る運送違約金を適正に計算すべきもの	

建設局
港灣局
東京消防庁
交通局

局	No.	重点	区分	指図書事項名(※は意見・要望事項)
交通局	85		契約(その他)	〈施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について〉 再委託先の現場責任者及び作業担当者について管理を適切に行うべきもの 〈施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について〉 守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの
	86		契約(その他)	
	87		契約(仕様・積算)	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの
	88		契約(その他)	土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべきもの
	89		契約(仕様・積算)	フレイク・リリーズ契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの
	90		その他	駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの
	91		契約(その他)	〈スワートメータの設置について〉 スワートメータを指定給水装置工事業業者に適切に支給すべきもの
	92		契約(履行確認)	〈スワートメータの設置について〉 給水装置工事請負単価契約における検査を適切に行うべきもの
	93		債権管理	破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの
	94		契約(その他)	工事請負単価契約について「単価契約業務奉注の手引」を遵守し適正な事案決定により対処すべきもの
水道局	95		契約(その他)	〈町屋幹線の整備工事における実施設計について〉 実施設計において通過ルートを確認し設計図等を作成すべきもの
	96		契約(その他)	〈町屋幹線の整備工事における実施設計について〉 実施設計において支障物調査を行うべきもの
	97		契約(その他)	〈工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について〉 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの
	98		契約(その他)	〈工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について〉 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法を見直すべきもの
	99		契約(その他)	契約金額の変更に当たり設計図書の変更を伴わない積算誤りの取扱いに十分留意すべきもの
	100		契約(その他)	雨水ポンプ機の駆体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの
	101		契約(仕様・積算)	〈フレイク・リリーズ契約に係る事務手続について〉 保守対象の設定及び種別を適切に行うべきもの
	102		契約(仕様・積算)	〈フレイク・リリーズ契約に係る事務手続について〉 月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借対照表を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの
	103		契約(その他)	通信環境について通信帯域等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの
	104		システム	〈情報セキュリティ対策について〉 サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの
105		システム	〈情報セキュリティ対策について〉 外部記憶媒体の管理態等を適切に運用すべきもの	

局	No.	重点	区分	指図書事項名(※は意見・要望事項)
教育庁	106		契約(その他)	〈遊具安全点検委託について〉 点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの
	107		契約(履行確認)	〈遊具安全点検委託について〉 点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの
	108		契約(その他)	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの
	109		契約(その他)	〈通学路交通誘導警備業務委託について〉 確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの
	110		契約(その他)	〈通学路交通誘導警備業務委託について〉 業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの
	111		契約(その他)	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの
	112		契約(その他)	〈CALL教室等の管理について〉 インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの
	113		契約(その他)	〈CALL教室等の管理について〉 授業用ソフトを経済的に導入すべきもの
	114		財産管理	〈教育財産の目的外使用許可について〉 事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの
	115		財産管理	〈教育財産の目的外使用許可について〉 使用料の減額手続を適切に行うべきもの
116		財産管理	〈教育財産の目的外使用許可について〉 教育財産の運用に関する協定書の内容を遵守するとともに必要に応じて見直すべきもの	
117		その他	学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの	
118		その他	給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの	

(別表4) 区分別指図書事項等一覧

【会計処理（歳入）】		
No.	重点	指図書事項名
28	重点	徴収事務委託に係る滞延額等の控除を適正に行うよう見直しすべきもの
		保健医療局

【債権管理】		
No.	重点	指図書事項名
19	重点	（滞納整理について） 取り扱う債権に係る延滞金の手続をマニュアルに定めるべきもの
		福祉局
20	重点	（滞納整理について） 滞納者名簿及び滞納整理表を作成すべきもの
		福祉局
21	重点	（滞納整理について） 督促状の発行を適正に行うべきもの
		福祉局
22	重点	（滞納整理について） 納入義務者の変更及び催告を適正に行うべきもの
		福祉局
23	重点	（滞納整理について） 滞納金の滞消に向けた対応を適切に行うべきもの
		福祉局
93	重点	破産手続の終了を速やかに確認し所に対して不納欠損の手続を執るよう通知すべきもの
		水道局

【租税】		
No.	重点	指図書事項名
1	重点	土地の用途の認定を適正に行うべきもの
		主税局

【歳入（その他）】		
No.	重点	指図書事項名
84	重点	ホームページ更新契約に係る遅延違約金を適正に計算すべきもの
		交通局

【契約（仕様・積算）】		
No.	重点	指図書事項名
4	重点	（運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について） 業務委託契約経費の積算を適正に行うべきもの
		都市整備局
10	重点	（フレイナナンス・リース契約について） フレイナナンス・リース契約に当たり契約自途額の積算を適切に行うべきもの
		都市整備局
11	重点	（フレイナナンス・リース契約について） フレイナナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料を明確に区分して把握すべきもの
		都市整備局
12	重点	（フレイナナンス・リース契約について） リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの
		都市整備局
13	重点	（フレイナナンス・リース契約について） 保守に関する具体的な条件を明確に示すべきもの
		都市整備局
16	重点	契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し適切な仕様書を作成すべきもの
		環境局
25	重点	委託契約における仕様書の予定数量の算定を適切に行うべきもの
		福祉局

【契約（仕様・積算）】

No.	重点	指図書事項名
32	重点	警備保安委託の仕様内容を改めるとともに履行確認を適正に行うべきもの
		産業労働局
39	重点	フレイナナンス・リース契約における契約自途額の積算を適正に行うべきもの
		産業労働局
68	重点	（フレイナナンス・リース契約について） 契約自途額の積算に当たりリース料と保守料等とに区分して算定すべきもの
		建設局
69	重点	（フレイナナンス・リース契約について） フレイナナンス・リース契約の締結に当たりリース料と保守料等とを明確に区分して把握すべきもの
		建設局
70	重点	（フレイナナンス・リース契約について） リース契約を請書により締結する場合に代替品の提供について仕様書に定めるべきもの
		建設局
71	重点	公園の改修における設計委託について仕様を明確にすべきもの
		建設局
73	重点	（野球場管理委託について） 災害のおそれなどの事由による使用中止の判断をすることについて仕様書とマニュアルに記載すべきもの
		建設局
87	重点	補修工事における仕様書を適正に作成し仕様書に基づいた完了検査を行うべきもの
		交通局
89	重点	フレイナナンス・リース契約の締結に当たり月額リース料と保守料とを明確に区分して把握すべきもの
		交通局
101	重点	（フレイナナンス・リース契約について） 保守料等の設定及び積算を適切に行うべきもの
		下水道局
102	重点	（フレイナナンス・リース契約について） 月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内取書を契約相手方に提出させるよう仕様書に定めるべきもの
		下水道局

【契約（履行確認）】

No.	重点	指図書事項名
37	重点	農産物販売・PR等に係る業務委託契約を適正に行うべきもの
		産業労働局
44	重点	業務委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの
		中央卸売市場
45	重点	フロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行うべきもの
		中央卸売市場
72	重点	（野球場管理委託について） 側溝及び側溝蓋の清掃についての履行確認及び点検検査を行うべきもの
		建設局
77	重点	草刈委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの
		港湾局
78	重点	点検清掃委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの
		港湾局
79	重点	清船船の修繕契約に係る履行確認を適正に行うべきもの
		港湾局
83	重点	点検保守委託契約の履行確認を適正に行うべきもの
		東京消防庁
92	重点	（スマートフォン等の設置について） 給水装置工事請負車両契約における検査を適切に行うべきもの
		水道局
107	重点	（遊具安全点検委託について） 点検委託契約に係る検査を適正に行うべきもの
		教育庁

【契約 (その他)】

No.	重点	指図書事項(注)※は意見・要望事項	局
5	○	(運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について) 契約変更手続を適切に行うべきもの	都市整備局
6		(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について) 特殊製品組合せ費の運用を適正に行うべきもの	都市整備局
7		(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について) 特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの	都市整備局
8		(単価契約工事について)(測量委託について) 適正な工種により実施すべきもの	都市整備局
9		(単価契約工事について)(測量委託について) 工種「打合せ協議」の設定及び運用を適正にするべきもの	都市整備局
15		都営住宅の建設においてパリアフリー上必要な施設を当初から発注すべきもの	住宅政策本部
17	○	(介護)仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について ※事業目標の達成に向けた委託業務内容の見直しについて	福祉局
18	○	(介護)仕事未経験者就業促進事業に係る企画運営業務委託について 総合評価方式における委託業務内容の変更を適切に行うべきもの	福祉局
24		医事業務等委託契約における事業評価を適正に実施すべきもの	福祉局
29		電子天びんの校正業務委託を一括して契約すべきもの	保健医療局
30		機械警備委託契約における鍵等の管理を適切に行うべきもの	保健医療局
31		Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	産業労働局
33		建築物の環境衛生上の維持管理を適正に行うべきもの	産業労働局
34		LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの	産業労働局
35		(樹木等の管理について) 樹木等の管理に係る契約を計画的に実施すべきもの	産業労働局
38		分割概算払による資金交付を適正に行うべきもの	産業労働局
46	○	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 利用者の安全を確保するため行うべき対応内容を指定管理者等に指示すべきもの	建設局
47	○	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 各公園等の管理者が漏れなくナラ枯れ被害木の処処を行っていることを確認すべきもの	建設局
48	○	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 被害予測に基づきナラ枯れ対策を行い経済的に安全を確保すべきもの	建設局
49	○	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの	建設局
50	○	(都立公園等におけるナラ枯れ対策について) 公園等の管理者に対し最低限行うべきナラ枯れの拡大防止策を具体的に指示すべきもの	建設局
51	○	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) ナラ枯れ被害木の処分について適切な指示及び確認を行うべきもの	建設局
52	○	(街路樹におけるナラ枯れ対策について) 街路樹のナラ枯れ被害について被害状況の把握と処処方針の決定や情報提供を行うべきもの	建設局

【契約 (その他)】

No.	重点	指図書事項(注)※は意見・要望事項	局
53		(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 工種として単価を定めない内容の工事に当たり適正な方法により支払うべきもの	建設局
54		(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 機材積料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの	建設局
55		(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 一者見積りによる単価設定を積算基準に基づき行うべきもの	建設局
56		(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 想定できる工種を設定し単価を定めるべきもの	建設局
57		(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 特殊製品組合せ費の使用に当たり適正に見積書を徴収すべきもの	建設局
58		(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について) 正しい工種により工事を行うべきもの	建設局
59		(単価契約工事について) 即時性の認められない工事等について総価契約により施行すべきもの	建設局
60		(単価契約工事について) 実際に施工した内容のとおり工事費を支払うべきもの	建設局
61		工事に必要な調整を速やかに行うなどして緊急起工によらずに工事を行うべきもの	建設局
62		ろ材の交換及び循環ポンプの更新について一括して契約を行うべきもの	建設局
63		葛西橋長寿命化工事の契約不適合責任の請求を行うべきもの	建設局
64		街路樹剪定委託に係る施工数量の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの	建設局
65		陸上物の運搬・処分を行うに当たり許可を受けた者に自ら委託すべきもの	建設局
66		(清掃業務委託について) 委託内容の変更に当たり契約変更手続を行うべきもの	建設局
67		(清掃業務委託について) 合理的な理由に基づき委託内容を変更すべきもの	建設局
74		競争性を確保した契約方法により調査委託を行うべきもの	港湾局
75		船内装飾委託に係る契約締結手続及び履行確認を適正に行うべきもの	港湾局
76		視察船の修繕に係る契約締結手続を適正に行うべきもの	港湾局
80		安全確保の観点から消火器の更新を速やかに行うべきもの	港湾局
85		(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について) 再委託先の現場責任者及び作業担当者についての管理を適切に行うべきもの	交通局
86		(施設維持管理業務委託における受託者及び再委託先の管理について) 守秘義務についてセキュリティ対策上厳格な管理を行うべきもの	交通局
88		土木設計委託における単価設定の在り方について見直すべきもの	交通局

【契約（その他）】

No.	重点	指図書事項名（※は意見・要望事項）	局
91	○	（サーバーメモリの設置について） ソフトウェアを指定給水装置工事業者に適切に支給すべきもの	水道局
94	○	工事請負単価契約について「単価契約業務発注の手引」を遵守し適正な事業決定により対応すべきもの	水道局
95	○	（町屋幹線の整備工事における実施設計について） 実施設計において通過ルートを確認し設計図等を作成すべきもの	下水道局
96	○	（町屋幹線の整備工事における実施設計について） 実施設計において支障物調査を行うべきもの	下水道局
97	○	（工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について） 工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定を適正に行うべきもの	下水道局
98	○	（工事の一部一時中止に伴う増加費用の算定方法について） 工事の一部一時中止に伴う増加費用の見直しすべきもの	下水道局
99	○	契約金額の変更に伴う設計図書の変更を伴わない積算額りの取扱いに十分留意すべきもの	下水道局
100	○	雨水ポンプ棟の躯体の設計に当たり必要な開口を適正に設定すべきもの	下水道局
103	○	通信機庫について通信機庫等に係る検討を適切に行った上整備すべきもの	教育庁
106	○	（遊具安全点検委託について） 点検結果が使用不可である遊具について使用禁止処置を講じるべきもの	教育庁
108	○	消火器の交換期限を把握し適正な購入契約を行うべきもの	教育庁
109	○	（通学路交通誘導警備業務委託について） 確実な履行を担保するための態勢を整えるべきもの	教育庁
110	○	（通学路交通誘導警備業務委託について） 業務従事者の把握を適切に行えるよう改めるべきもの	教育庁
111	○	非常災害用備蓄品の配備を適切に行うべきもの	教育庁
112	○	（GAL教室等の管理について） インターネット接続契約における手続を適切に行うべきもの	教育庁
113	○	（GAL教室等の管理について） 授業用ソフトを経済的に導入すべきもの	教育庁

【会計処理（歳出）】

No.	重点	指図書事項名	局
26	○	業務委託契約における概算私の精算を適正に行うべきもの	福祉局
81	○	（港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について） 規則に基づき適正な時点で会計伝票を発行し又は取り消すべきもの	港湾局
82	○	（港湾事業会計における会計伝票発行・取消しに係る財務規則の遵守について） 規則に基づき適正な方法で会計伝票の取消しを行うべきもの	港湾局

【財産管理】

No.	重点	指図書事項名	局
36	○	（樹木等の管理について） 都有財産である樹木等について数量管理等を実施すべきもの	産業労働局
41	○	（遊休施設等の管理について） 募集条件を整理し掲示等により空き室の情報提供を行うなど遊休施設の使用者の募集を有効に行うべきもの	中央卸売市場
42	○	（遊休施設等の管理について） 速やかな原状回復に向けて必要な記録を残すなど市場施設の適切な管理を行うべきもの	中央卸売市場
43	○	（遊休施設等の管理について） 経営計画等に則った有効活用を一層強化すべきもの	中央卸売市場
114	○	（教育財産の目的外使用許可について） 事業者の公募に係る審査を適切に行うべきもの	教育庁
115	○	（教育財産の目的外使用許可について） 使用料の減額手続を適切に行うべきもの	教育庁
116	○	（教育財産の目的外使用許可について） 食堂等の運営に関する協定書の内容を遵守させるとともに必要に応じて見直すべきもの	教育庁

【システム】

No.	重点	指図書事項名	局
14	○	業務用端末にデータの盗難防止措置を設定し適正に管理すべきもの	都市整備局
104	○	（情報セキュリティ対策について） サイバーセキュリティ実施手順を適切に策定及び見直すべきもの	教育庁
105	○	（情報セキュリティ対策について） 外部記憶媒体の管理等を適切に運用すべきもの	教育庁

【その他】

No.	重点	指図書事項名（※は意見・要望事項）	局
2	○	Tokyo Museum Collectionのホームページについて、提供している情報が正確であるよう留意するとともに、利用者の利便性に配慮すべきもの	生活文化スポーツ局
3	○	※6つの都立ミュージアムのホームページにおけるTollCoに関する情報提供について	生活文化スポーツ局
27	○	AEDの管理を適切に行うべきもの	福祉局
40	○	製造年から10年を経過した消火器について適正に対応すべきもの	産業労働局
90	○	駅窓口において引継処理を漏れなく行うよう指導すべきもの	交通局
117	○	学校徴収金について前年度決算を十分に踏まえて教材費等の徴収金額を決定すべきもの	教育庁
118	○	給付型奨学金について交付対象生徒の保護者の私費に係る教育費負担が速やかに軽減されるよう給付型奨学金に係る事務処理を改めるべきもの	教育庁

東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和4年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書)が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表(一般会計及び17特別会計)及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、各局及び会計管理局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和5年8月2日及び3日
- ② 東京都財務諸表 令和5年8月21日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調書」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類(購入原簿等)との照合(抽出による)
 - ウ 減価償却計算に関する検証(抽出による)
- (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、退職給与引当金及び賞与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の検証
 - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目(その他行政費用など)について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、監査対象とした25局中12局で問題点が認められた。例えば、公有財産の計上誤りが7局で28億余円、建設仮勘定の計上誤りが2局で26億余円、債権の計上誤りが2局で9億余円、重要物品の計上誤りが4局で1億余円となっていた。

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産及び重要物品の記載漏れ、過大記載等については、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

また、貸借対照表における固定資産のうち著作権については、その他無形固定資産122億余円のうち120億余円となっており、令和4年度には7億余円が新規登録されている。このことに関して、令和3年定例監査において、著作権を公有財産登録する際に、取得価格に含める範囲に大きなばらつきが認められたため、取得価格の考え方や財務諸表の資産計上について意見・要望事項としたところであり、現在、関係局において措置中であるが、早急な対応が望まれる。

財務諸表をより正確に作成するため、各局において適切な事務処理を徹底されたい。

第3 監査の結果（局別）

【重点監査事項】

重点監査事項の選定理由、着眼点及び結果の概要は、以下のとおりである。

局名	政策企画局	テーマ	海外広報の推進について
		【選定理由】	海外広報は、「伝わる広報」の実現に向けて、従来の広報から、都の強みや魅力を海外主要都市に戦略的に発信する「都政プロモーション」（令和4年度予算：4.5億円（新規））に転換しており、シン・トセイ3都政の構造改革 QOS アップグレード戦略 version up 2023 で各局リーダーデザイン・プロジェクトにもなっている。 また、令和4年度に政策企画局の戦略広報・海外広報・報道対応と旧生活文化局の広報広聴が一元化され、戦略広報部が設置されたことに伴い、海外に都の施策や東京の魅力を発信するに際して広報機能の集約による相乗効果が期待される。 これらが効果的かつ適切に行われているか検証した。
		【着眼点】	① 実績は計画のとおりに進捗しているか。また、見直し及び改善は行われているか ② メディアミックスとメディア間の連携が効果的に行われているか ③ 組織改正に伴い、広報機能の集約による相乗効果は発揮されているか ④ 個人情報等の安全管理等のセキュリティ対策、利用方法等は適切か
		【結果の概要】	監査を行った結果、海外広報の推進については、計画のとおりに進捗し、おおむね目標を上回る水準で実績をあげており、フェイクニュース防止等のため、常に最新の情報を取り入れた SNS のアカウント運営を行うなど、課題の改善に取り組んでいることを確認した。また、国際広報担当と国内の戦略広報担当の連携・協力による情報発信の取組といった広報機能の集約による相乗効果が認められるとともに、SNS やウェブ記事など各々のメディアがもつ広報手法の特色を活かしつつ連携した上で、海外広報全体として最適化を図っていることを確認した。さらに、個人情報のセキュリティ対策等として、メールアドレスの管理、利用及び消去が適切に行われていることを確認した。

第3 監査の結果（局別）

局名	子供政策連携室	テーマ	子供に対する情報発信等の取組について
			<p>【選定理由】</p> <p>令和4年4月、東京都子ども基本条例を踏まえ都の政策全般を子供目線で捉え直し、子供政策を総合的に推進する体制を構築するため、子供政策連携室が設置された。子供の意見やエビデンスに基づき、新しい施策を企画立案し、各局へ提案するとともに、既存の枠組みでは対応が困難な課題に対しては、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断的に取り組んでいる。</p> <p>推進チームの取組の多くは令和5年度に本格化することから、現時点で実施中である「子供に対する情報発信」や「子供の意見を聴取し事業に反映させるための仕組み」についての取組状況を検証した。</p>
			<p>【着眼点】</p> <p>① 子供に対する情報発信は適切に行われているか ② 子供の意見を聴取し事業に取り込む仕組みは適切か</p>
			<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、室は、子供に対する情報発信の取組の一つとして、東京都子どもホームページについて、都内小学校での意見聴取やアンケート実施など、様々な場面で子供からの意見を聴取した上で、コンテンツを制作し、開設後も継続して子供の意見を聴取して子供に伝わりやすいコンテンツとなるよう改善を重ねたほか、ホームページの記載について、低学年の児童も理解出来るように漢字にふりがなを付す機能や、日本語を母語としない子供達への表記を行っていることを確認した。また、子供の意見を聴き取り事業に取り込む仕組みについては、子供が日頃感じていることを定期的に把握・分析し、都の政策へ反映させることを目的として、「子供に関する定点調査業務委託契約」を締結し、適切に取り組んでいることを確認した。</p>
局名	総務局	テーマ	都庁舎警備のデジタル化について
			<p>【選定理由】</p> <p>局は、警備ロボットについて、令和2年度から令和3年度にかけて、警備ロボットの機能面と運用面の検証を行い、令和4年度に都庁舎警備への試行導入を行っている。また、防犯カメラシステムにおける画像認識技術の活用により、不審者・不審物等の自動検知による早期発見などセキュリティレベルを向上させるため令和4年度にシステム改修に着手した。</p> <p>さらに、局は、令和2年に開始した入庁手続の電子化について、令和4年度に来庁者受付サイトの改修を行い、更なる都民サービスの向上にも努めている。</p> <p>こうしたデジタル技術の活用により、警備業務の効率化が図られているか、都民サービスを向上させつつ、安全策等が適切に講じられているかなどについて監査を行った。</p>
			<p>【着眼点】</p> <p>① 警備ロボットの有用性に係る効果検証を踏まえたデジタル化の推進が図られているか ② 警備上、警備ロボットが撮影した画像、映像データ等の個人情報、庁内既設の防犯カメラの運用に準じて厳重に管理し、配備期間終了後、速やかに削除されているか ③ 来庁者の入庁手続等安全対策を適切に実施しているか ④ 適正な契約手続・経理手続等は実施されているか</p>
			<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、「未来の東京」戦略 version up 2023 (2023年1月)に掲げられている警備ロボットの導入について、局は、機能面から運用面へと段階的に検証を行った上で、令和4年度に試行運用を行い、これまでの警備に警備ロボットを組み合わせた警備体制の実効性を確認し、令和6年度からの本格導入に向けて準備を進めている。</p> <p>警備ロボットが撮影した映像データ等の個人情報は、適切に管理され、配備期間終了後、速やかに削除されていることを契約関係書類により確認した。</p> <p>また、来庁者の安全対策、契約手続等についても問題は認められなかった。</p>

局名	財務局	テーマ	都庁本庁舎における省エネルギー・再生可能エネルギー拡大への取組について
【選定理由】 ゼロエミッション東京の実現のためには、都民や事業者の共感と協働が不可欠である。都民や事業者の共感と協働を得るためには、都庁自らの率先行動が重要であり、都の庁舎・事業所や事業における省エネ・再エネ拡大の取組が求められる。財務局においては都庁本庁舎における省エネ・再エネ拡大への取組を行っていることから、その内容と成果について監査を行った。			
【着眼点】 ① 都庁舎の省エネ対策は適切に行われているか ② 「電力供給多元化の取組」に係る契約・運用は適切か ③ 「都庁地活用型太陽光発電設備設置事業」の募集・契約は適切か			
【結果の概要】 監査を行った結果、局は、特定温室効果ガス(注) 排出量の削減目標を達成することにより都庁舎の省エネ対策を進め、東日本大震災を契機に取り組み始めた電力供給多元化と併せ、都庁舎における発電事業を新規に開始するなど省エネルギー・再生可能エネルギー拡大に向けて取り組んでいる。(注) 燃料、熱又は電気の使用に伴って排出される二酸化炭素をいう。			

局名	デジタルサービス局	テーマ	スマート東京の先行実施エリア（西新宿）の取組について
【選定理由】 局は、「スマート東京(注)」実現に向けた施策を具体化・加速化させるため「スマート東京実施戦略」を策定し都庁横断的に取組を推進している。「スマート東京」の実現に向け、5つの先行実施エリアで、それぞれの地域特性を活かした住民等参加型モデルを構築しており、そのうち局がスマートシティ協議会の事務局を行っている西新宿において、5Gと先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装を目指して、様々な取組を行っている。 このため、西新宿における令和4年度の取組の状況を検証するとともに、事業を実施していく上で調査や検討等の業務委託を行っていることから、契約手続が適切に行われているかを併せて確認する。(令和4年度事業費約7億9千万円) (注) デジタルの方で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる。			
【着眼点】 ① 先行実施エリア（西新宿）の取組は適切に行っているか ② 先行実施エリア（西新宿）の取組を踏まえた検証を行っているか ③ 委託契約は適切に行われているか			
【結果の概要】 監査を行った結果、局は、「スマート東京実施戦略」に基づき、先行実施エリアである西新宿において5Gなどの先端技術を取り入れるスマートポール(注)事業、自動運転及び産学公連携DX人材創出事業など適切に取組を行っていた。 また、取組に対しては、それぞれの委託契約で他エリアへの展開方法、自動運転技術、参加者間のコミュニケーションなどの課題を把握するとともに対応策等を報告させるなどにより検証していた。 以上により、適切に事業を進めていることを確認した。 (注) 5Gアンテナ基地局、高速Wi-Fi、センサー等を備えた次世代都市インフラ			

局名	主税局	テーマ	子育て支援に向けた税制支援について
<p>【選定理由】 局は、都の特機児童問題解消に向けた取組を税制面から支援するため、都税の減免措置を実施している。 認証保育所に対する都税の減免制度（平成 13 年度創設）については、不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税を対象としており、令和 3 年度における減免実績は、合計で約 1 億円であった。 民有地を活用した保育所等整備促進税制（平成 29 年度創設、時限措置）については、有料で借り受けた者が保育所等として使用する土地に対する固定資産税・都市計画税の減免を行っており、令和 3 年度における実績は、約 5 億 8,000 万円に上った。また、適用期限を令和 7 年 4 月 1 日まで延長することとされた。 このため、これらの減免手続が適正に行われているかについて、監査を行った。 あわせて、これらの減免制度についての周知が適切に行われているかについても、監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認証保育所に対する、不動産取得税、固定資産税・都市計画税及び事業所税の減免手続は、適正に行われているか ② 民有地を活用した保育所等整備促進税制に係る固定資産税・都市計画税の減免手続は、適正に行われているか ③ 上記減免制度についての周知は、適切に行われているか 			
<p>【結果の概要】 監査を行った結果、認証保育所に対する都税の減免及び民有地を活用した保育所等整備促進税制について、局が、減免申請書及び添付資料を精査し、適宜現地調査も行いつつ、子育て支援事業の所管局である福祉局からの情報提供を受けた上で、適正に減免手続を行っていることを確認した。 また、局ホームページや都税事務所におけるチラシ等による周知のほか、福祉局等の関係部門とも連携した広報の展開により、当該減免制度についての周知が適切に行われていることを確認した。</p>			

局名	生活文化スポーツ局	テーマ	東京文化戦略 2030 について
<p>【選定理由】 局は、「東京文化戦略 2030」を策定し、2022 年度から 2030 年度までの都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示している。 この中で、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の進展などによる芸術鑑賞の在り方の変化を受けて、デジタルテクノロジーの活用を推進していくとしている。 このため、都立文化施設のデジタルシフトが計画どおり進められているか、また、リアルでの鑑賞を安全に楽しめるような対策が講じられているかについて、監査を行った。 あわせて、同戦略で掲げられている、多様なジャンルでの芸術文化の創造の支援について、公益財団法人東京都歴史文化財団と連携して適切に事業が行われているかについても、監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」は、計画どおり進められているか ② 都立文化施設におけるリアルでの鑑賞を安全に楽しむための対策は、講じられているか ③ 局及び公益財団法人東京都歴史文化財団による助成事業の実施は、適切になされているか 			
<p>【結果の概要】 監査を行った結果、都立文化施設における情報通信基盤整備については、計画どおり工事が進められていることを確認した。また、各種安全対策については、東京文化会館及び東京都美術館において、防災設備の点検状況や避難経路等の現場視察を行い、適切に講じられていることを確認した。さらに、芸術文化魅力創出助成事業を抽出し、公益財団法人東京都歴史文化財団による事業実施のための委託契約や助成手続等について、適切に行われていることを確認した。 しかしながら、都立ミュージアムの収蔵品データの公開に係るホームページについて、一部改善や検討を求めるべき事項が見受けられた。</p>			

局名	都市整備局	テーマ	運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業について
【選定理由】	<p>本事業は、昨今の燃料価格の高騰を受け、地域経済を支える重要な社会インフラである物流及び市民の日常生活と関わり深い乗合バス事業を維持するため、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者に対し、支援金を交付するものである。</p> <p>申請受付期間は令和4年12月1日から令和5年2月24日までであり、支援金の交付までの標準事務処理期間をおおむね1か月としていることから、この事業が適時適切に実施されているかを検証することとは、時宜に応じたものである。</p>		
<支援内容>	<p>要件を満たす対象車両1台当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23,000円（一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車【緑ナンバーのトラック等】） ・8,000円（貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車【黒ナンバーのトラック等】） ・35,000円（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車【緑ナンバーのバス】） <p><予算規模></p> <p>29億9,800万円（うち支援金25億円）</p>		
【着眼点】	<ol style="list-style-type: none"> ① 制度設計は適切か ② 事業の周知方法等は適切か ③ 支援金の審査及び交付は適正に行われているか ④ 委託契約は適切に行われているか 		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、都市整備部は、本事業を実施するに当たり、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱」を制定しており、本要綱で定める支援金の対象車両や交付額は、事業の趣旨・目的に沿って設定していることを確認した。</p> <p>周知方法等については、局ホームページへの掲載、対象事業者への説明会、業界団体への呼び掛けなど、その時点で考え得る方法で実施していることを確認した。また、個人事業主等への周知として、都内主要物流ターミナル内におけるバスター掲示やチラシ配布等を行ったことを確認した。</p> <p>支援金の審査及び交付については、貨物運送車両と乗合バスを合わせて13万台以上の支援台数が想定される中、受け付けた全ての申請を令和4年度中に交付決定していることを確認した。その結果、支援金の交付実績は、交付件数3,098件、交付金額13億9,401万6,000円となり、中小貨物運送事業者及び乗合バス事業者の経営を支援した。しかしながら、事業期間が短かったことなどから、申請した事業者は6割程度にとどまった。</p> <p>委託契約については、積算に一部限りがあるものや、契約締結に日数を要したことに伴う契約変更手続を行っているものが認められたため、改善を求めた。</p>		
局名	住宅政策本部	テーマ	空き家施策推進事業について
【選定理由】	<p>都内の空き家数は約81万戸で、このうち、一般に管理が行き届かない可能性が高い長期不在等の「その他の住宅」は、約18万戸あり、増加傾向にある。今後、少子高齢化の一層の進展、人口・世帯数の減少が見込まれる中、空き家が更に増え、防災、防犯等の面から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>本部では、①適正管理、②有効活用、③発生抑制の3つの柱、これらに共通する④普及啓発・相談体制の整備の観点から、空き家利活用等区市町村支援事業、エリアリノベーション推進支援事業、民間空き家対策東京モデル支援事業等において、空き家対策の実施主体である区市町村、民間事業者等が行う個々の取組に対して財政支援を行うとともに、区市町村に対して技術支援を行うなど、連携を図りながら空き家対策を進めている。</p> <p>このため、空き家施策推進事業の取組の状況について、監査を行った。</p>		
【着眼点】	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業実績の把握等の効果検証は適切に行われているか ② 区市町村、民間事業者等への支援は適切に行われているか ③ 区市町村、民間事業者等への補助事業は適切に行われているか ④ 事業執行に関する契約手続は適切に行われているか 		
【結果の概要】	<p>監査を行った結果、本部は、区市町村の計画、取組状況、要望を調査、アンケートの実施などにより把握している。</p> <p>空き家利活用等区市町村支援について、区市町村に普及し、各自治体で展開されるようになった取組を、令和4年度に新たにメニュー化し、補助対象経費、交付額の限度等の基準を定めるなど補助事業の見直しを行っていること等を確認した。</p> <p>民間空き家対策東京モデル支援事業について、事業最終年度の令和4年度は4事業を採択し、民間事業者による空き家対策の取組を都が支援したことを確認した。また、本部では、当該モデル事業の成果を踏まえ、令和5年度に、課題解決につながる空き家活用支援を目的とする新たな補助事業を実施するとともに、空き家対策に取り組む民間事業者の裾野を広げるためのシンポジウムを開催することとしている。</p> <p>東京都空き家対策連絡協議会（都及び区市町村）は、令和4年度に2回開催され、他自治体の取組事例の共有や専門家による勉強会の開催、意見交換等を実施した。また、ワーキンググループは、年度内に4テーマ各3回開催され、区市町村の抱える課題について、情報交換や共同検討を実施した。これらの取組により技術支援を行っていることを確認した。</p> <p>補助事業について、補助要綱及び東京都補助金等交付規則の定めるところにより、適切に補助金が交付されていることを、監査を実施した限りに関して、確認した。</p>		